

浜 健 介 第 2 3 号

令和6年4月23日

介護サービス事業者 様

浜松市長 中野 祐介

総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正の再改正について（お知らせ）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月11日付「総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正の再改正について（お知らせ）」にて通知したとおり、4月1日に一部改正した介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型・通所型サービスの報酬基準の要綱を再改正しました。

これらの要綱の一部改正は、令和6年5月1日から適用されますので、各事業者におかれましては要綱及びサービスコードの確認をお願いします。

このたびは、事業者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けする事態となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

記

1 再改正の要綱

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（報酬基準）

2 要綱の再改正の概要

- (1) 介護予防訪問サービスにおける回数による報酬区分を廃止する。
- (2) 介護予防通所サービスにおける時間と回数による報酬区分を廃止する。

3 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページから「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「介護保険」→「事業者の方（福祉・介護）」→「介護保険事業者及び事業者の皆様へ」→「指定事業者による訪問型（通所型）サービス関連（総合事業）」をご覧ください。

浜松市介護保険課
指導グループ
電話 053-457-2875・2787

(参考)

○訪問型サービス（介護予防訪問サービス）					○通所型サービス（介護予防通所サービス）				
再改正前(令和6年4月利用分まで)					再改正前(令和6年4月利用分まで)				
対象		単価	単位	備考	対象		単価	単位	備考
要支援1 要支援2	週1回程度	235	回	月利用 5回未満	要支援1 要支援2	週1回程度	360	回	月利用 5回未満
		1,176	月	月利用 5回以上			1,798	月	月利用 5回以上
	週2回程度	261	回	月利用 9回未満		週2回程度	324	回	月利用 5回未満
		2,349	月	月利用 9回以上			1,618	月	月利用 5回以上
要支援2	週2回程度超	287	回	月利用 13回未満	要支援2	週2回程度	402	回	月利用 9回未満
		3,727	月	月利用 13回以上			3,621	月	月利用 9回以上
↓					↓				
再改正後(令和6年5月利用分以降)					再改正後(令和6年5月利用分以降)				
対象		単価	単位		対象		単価	単位	
要支援1 要支援2	週1回程度	1,176	月		事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	1,798	月	
	週2回程度	2,349			要支援2	週2回程度	3,621		
要支援2	週2回程度超	3,727							

4 今後の請求の流れ

4月利用分については、再改正前の時間と回数による報酬区分での報酬請求となります。また、5月利用分以降については、再改正後の一律単価での報酬請求となります。

- (1) 4/1～4/30 再改正前の要綱によるサービスの提供 → 5/10 国保連合会請求締め切り
- (2) 5月以降使用する要綱(5/1施行)、サービスコードを通知 → 各事業所でコード取り込み
- (3) 5/1～5/31 再改正後の要綱によるサービスの提供 → 6/10 国保連合会請求締め切り
- (4) 6月以降も再改正後の要綱によるサービスの提供を行い、国保連合会へ請求を行う

【4月分の請求について】

再改正前の要綱（3/26付通知）による請求を行います。

【4月分の補てんについて】

後日、R6国報酬改定単位で算定し市から差額分を支給予定。

